

横浜市消防局からの重要なお知らせ

建物やテナントの管理権原者(所有者、賃借人など)は、
消防法等の定めにより、以下の事項を行わなければなりません。

※建物規模や用途により異なりますので、詳細はお近くの消防署にお問合せください。

1. 消防用設備等の工事前、工事後

消防用設備等の設置に係る工事をする前に、
消防署に相談をして下さい。事前に届出が必要
となります。

消防用設備等の設置に係る工事が終わった後
は、消防署に届出を行い、検査を受けなければ
なりません。

新築・改築・増築・用途変更等を行い、建物
を使用するには、事前に消防署に届出を行い、
検査を受けなければなりません。

□ 消防用設備等の工事着手の届出

工事に着手しようとする日の10日前までに所轄消防署
へ届出。
※消防用設備等の種類により、届出の有無が異なります。

□ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出

設備工事が完了した日から4日以内に所轄消防署へ届出。
※建物の用途・規模により、届出・検査の有無が異なります。
※横浜市では、令第35条例第1項1号、2号のほか、
300m²以上の非特定防火対象物も届出が必要となります。

□ 防火対象物の使用を開始(変更)する届出

建物を使用する7日前までに所轄消防署へ届出。
※専用住宅を除く。

2. 建物やテナントを使用する前

防火管理上必要な業務を行う資格を持った責
任者(防火管理者)を置かなければなりません。

防火管理に係る消防計画を作成しなければな
りません。

管理について権原が分かれている建物は、各
管理権原者の協議により、建物全体の防火管理
者を置かなければなりません。

建物全体についての防火管理に係る消防計画
を作成しなければなりません。

□ 防火管理講習の受講

□ 防火管理者の選任(解任)及び届出

管理権原者が防火管理者を選任し、所轄消防署へ届出。
※建物の用途、収容人員により異なります。

□ 消防計画の作成(変更)及び届出

防火管理者が消防計画を作成し、所轄消防署へ届出。
※防火管理者や計画内容を変更した場合も届出が必要です。

□ 統括防火管理者の選任(解任)及び届出

管理権原者が統括防火管理者を選任し、所轄消防署へ
届出。
※建物の用途、階数、収容人員により異なります。
※統括防火管理者を変更した場合も届出が必要です。

□ 全体についての消防計画の作成(変更)及び届出

統括防火管理者が建物全体の消防計画を作成し、所轄
消防署へ届出。
※統括防火管理者や計画内容を変更した場合も届出が必要
です。

3. 建物やテナントを使用し始めた後

建物に設置されている消防用設備等は、6か
月に1回、消防法に基づき点検しなければな
りません。

収容人員が300人以上の特定防火対象物等の建
物は、1年に1回、建物の防火管理状況につい
て点検しなければなりません。

□ 消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検及び報告

点検結果報告書を所轄消防署へ報告(特定は年1回、非特
定は3年1回)。
※建物規模等により点検資格者による点検が必要です。

□ 防火対象物点検及び報告

防火対象物点検結果報告書を1年に1回、所轄消防署へ
報告。
※点検資格者による点検が必要です。

< 参考 > 消防法上の建物用途の分類

防火対象物の用途	
特定防火対象物	映画館、集会場、キャバレー、性風俗関連特殊営業店、遊技場、カラオケボックス、料理店、飲食店、百貨店、 ホテル、病院、老人ホーム、老人デイサービスセンター、幼稚園、ソーブランド、地下街、準地下街 等 特定防火対象物の用途の入っている複合施設
非特定防火対象物	マンション、学校、図書館、銭湯、駅舎、神社、工場、テレビスタジオ、駐車場、飛行機の格納庫、倉庫、事務所、 重要文化財、50m以上のアーケード 等 特定防火対象物の用途の入っていない複合施設

届出等 必要の有無チェック図

1. 建物が「特定防火対象物」か「非特定防火対象物」かの確認

消防法施行令別表第1

※「横浜市消防局からのお知らせ」に記載されております「消防法施行令別表第1」をご確認下さい。

防火対象物の用途	
特定防火対象物	(1)項イ、(1)項ロ、(2)項イ、(2)項ロ、(2)項ハ、(2)項ニ、(3)項イ、(3)項ロ、(4)項、(5)項イ、(6)項イ(1)～(4)、(6)項ロ(1)～(5)、(6)項ハ(1)～(5)、(6)項ニ、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項
非特定防火対象物	(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(11)項、(12)項イ、(12)項ロ、(13)項イ、(13)項ロ、(14)項、(15)項、(16)項ロ、(17)項、(18)項、(19)項、(20)項

2. 各種届出等のチェック項目

※ 下記の該当したものは、届出が必要となります。

	特定防火対象物	非特定防火対象物
○防火管理者の選任 (解任)及び届出	<input type="checkbox"/> 建物全体の収容人員が30人以上 ※延面積300m ² 以上は、甲種防火管理者を選任 ※延面積300m ² 未満は、甲種又は乙種防火管理者を選任	<input type="checkbox"/> 建物全体の収容人員が50人以上 ※延面積500m ² 以上は、甲種防火管理者を選任 ※延面積500m ² 未満は、甲種又は乙種防火管理者を選任
○消防計画の作成(変更) 及び届出	<input type="checkbox"/> (6)項ロ若しくは(6)項ロを含む(16)項イ、(16の2)項で、建物全体の収容人員10人以上 ※甲種防火管理者を選任	
※ テナントもチェック項目に該当すれば必要になります(乙種防火管理者を選任できる場合もあります)		
○統括防火管理者の 選任(解任)及び届出	管理について、権限が分かれている下記の建物 <input type="checkbox"/> 高層建築物(高さ31mを超えるもの) <input type="checkbox"/> (16の2)項、(16の3)項	管理について、権限が分かれている下記の建物 <input type="checkbox"/> 高層建築物(高さ31mを超えるもの) <input type="checkbox"/> (16)項ロで、地上5階以上、かつ、収容人員50人以上
○全体についての消防計画 の作成(変更)及び届出	<input type="checkbox"/> 地上3階以上、かつ、収容人員30人以上 <input type="checkbox"/> (6)項ロ、(16)項イ((6)項ロの用途が存するもの)で 地上3階以上、かつ、収容人員10人以上	
○消防用設備等(特殊消防 用設備等)の点検及び 報告	※ 6か月に1回、点検する必要があります ※ 1年に1回、所轄消防署へ報告する必要があります	※ 6か月に1回、点検する必要があります ※ 3年に1回、所轄消防署へ報告する必要があります
○防火対象物点検及び報告	<input type="checkbox"/> 収容人員が300人以上 <input type="checkbox"/> 特定一階段防火対象物(※1)で、 収容人員が30人以上300人未満 <input type="checkbox"/> (6)項ロの特定一階段防火対象物で、 収容人員が10人以上300人未満	※ 不要です

※1【特定一階段防火対象物】

特定用途の部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該部分から避難階又は地上に直通する階段、傾斜路の数が2以上設けられていない建物

消防法施行令別表第1(抜粋)

項	用 途
(1)	イ 創劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i)診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii)医療法に規定する療養病床又は一般病棟を有すること。 2次のいずれにも該当する診療所 (i)診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii)4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 3病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 4患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 1老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの 2救護施設 3乳児院 4障害児入所施設 5障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者又は障害児であって、障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において、「短期入所等施設」という。) ハ 次に掲げる防火対象物 1老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの 2更生施設 3助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令が定めるもの 4児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) 5身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の整着場
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16)の2	地下街
(16)の2	建築物の地階((16)の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(17)	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

※網掛け字が特定防火対象物